

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社中嶋組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中嶋 康太
- (3) 所在地：富山県中新川郡立山町大石原26番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成30年 5月25日認定「認1707005011」「認1707005012」
令和元年 6月 6日認定「認1907000967」「認1907000968」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）の規定に基づき、令和2年9月11日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。